

《自立支援医療(精神通院医療)制度について》

自立支援医療（精神通院医療）の申請により、精神科医療機関への通院治療にかかる費用は、原則 1 割負担（申請時に指定した医療機関や薬局等でのみ有効）となります。

また、所得状況により各月の負担上限額が定められます。

❖有効期限 1 年間

継続申請は、有効期限の 3 ヶ月前から申請できます。

❖必要書類

- ① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ② 自立支援医療費（精神通院）診断書（再認定の方は 2 年に 1 度提出してください。ただし、前回申請時から治療方針が変更された場合は、診断書の提出が必要となります）
- ③ 所得区分に関するチェックシート
- ④ 健康保険証の写し

【国民健康保険】→本人+本人と同じ記号番号の全員分

【後期高齢者医療】→本人+本人と同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者分

【社会保険、健保組合、共済組合等】→本人分

- ⑤ 「世帯」の所得状況が確認できる書類（市民税所得割を確認できる書類）
※調査同意書の提出により、省略できます。

「世帯」の所得状況が確認できる書類について

・所得課税証明書（特別徴収税額の決定通知書）又は非課税証明書

【国民健康保険】→本人+本人と同じ記号番号の全員分

【後期高齢者医療】→本人+本人と同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者分

【社会保険、健保組合、共済組合等】→被保険者分（非課税の場合は、本人分も必要）

・生活保護の場合は、生活保護受給世帯の証明書

- ⑥ 年金振込通知書や年金が振り込まれている口座の通帳の写しなどの年金受給額を証明する書類（障害年金や遺族年金などを受給している場合のみ必要です）
 - ⑦ 委任状の写し
 - ⑧ 調査同意書
 - ⑨ 継続申請の場合は既発行の受給者証の写し
 - ⑩ 個人番号を確認できる書類（裏面参照）
- ※ 精神障害者保健福祉手帳と同時申請（診断書による申請）の場合は、②が「精神障害者保健福祉手帳交付申請書」になり、写真（縦 4cm×横 3cm）1 枚が必要です。

❖申請窓口 富山市保健所、各保健福祉センター

❖受給者証の交付

窓口で受理した申請書は、富山県心の健康センターで審査を行い、認定された方には「自立支援医療受給者証（精神通院）」が交付されます。受給者証は医療機関での受け取りになります。

【 お問い合わせ：富山市保健所保健予防課 TEL 428-1152 】

自立支援医療（精神通院医療）を申請される方へ

個人番号を確認できる書類について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、自立支援医療（精神通院医療）を申請される方は、個人番号の記載が必要となりました。

申請手続きの際に個人番号と身元確認を行いますので、確認に必要な書類をお待ちください。

① 本人が申請する場合

1点で確認できるもの

- 個人番号カード

2点で確認できるもの

【本人の個人番号確認】

- 通知カード
または
- 個人番号記載の住民票

+

【本人の身元確認】

- 運転免許証
- 住民基本台帳カード（写真付き）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの顔写真付の身分証明が1点

3点で確認できるもの

【本人の個人番号確認】

- 通知カード
または
- 個人番号記載の住民票

+

【本人の身元確認】

- 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療、船員保険、介護保険の被保険者証
- 国民年金手帳
などの顔写真無しの身分証明が2点

② 代理人（本人以外の方）による場合

【申請者本人の個人番号確認】

- 個人番号カード
または
- 通知カード
または
- 個人番号記載の住民票

+

【代理人の身元確認】

- 運転免許証
- 住民基本台帳カード（写真付き）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの顔写真付の身分証明が1点

もしくは

- 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療、船員保険、介護保険の被保険者証
- 国民年金手帳
などの顔写真無しの身分証明が2点

※通知カードは、現在の住所・氏名が記載されているものに限りです。